

第九十六回国会 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第三号

昭和五十七年七月二十八日(水曜日)

午前十一時二十三分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事 片岡 清一君

理事 塩崎 潤君

理事 佐藤 榎樹君

理事 石田幸四郎君

理事 上村千一郎君

後藤田正晴君

田名部匡省君

竹中 修一君

栗山 明君

山本 幸一君

坂井 弘一君

安藤 巖君

出席政府委員

自治省行政局長

自治省行政局長

参議院議員

参議院議員

参議院議員

特別委員会第二

調査室長

秋山陽一郎君

小林 隆君

小杉 隆君

正勝君

岡田 正勝君

渡辺 三郎君

中村 茂君

萩田卓三郎君

萩田卓三郎君

萩田卓三郎君

萩田卓三郎君

萩田卓三郎君

萩田卓三郎君

萩田卓三郎君

萩田卓三郎君

梅野 泰二君 中村 茂君

四月二十六日

公職選挙法の一部を改正する法律案(宮之原貞光君外二名提出、参法第二号(予))

七月七日

公職選挙法の一部を改正する法律案(多田省吾君外一名提出、参法第八号(予))

同月九日

公職選挙法の一部を改正する法律案(近藤忠孝君外一名提出、参法第九号(予))

同月二十七日

公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出、第九十五回国会参法第一号)

三月一日

点字による在宅投票制度創設に関する請願(工藤巖君紹介)(第八六六号)

同(染谷誠君紹介)(第八九四号)

同(宮下創平君紹介)(第九〇〇号)

同(安藤巖君紹介)(第九一〇号)

同(寺前巖君紹介)(第九一〇号)

同(安田貴六君紹介)(第九一六号)

同月五日

点字による在宅投票制度創設に関する請願(青山丘君紹介)(第一〇三九号)

同月十日

点字による在宅投票制度創設に関する請願(佐藤敬治君紹介)(第一二六二号)

同(松本幸男君紹介)(第一二六三三号)

同月十五日

点字による在宅投票制度創設に関する請願(大橋敏雄君紹介)(第一三一六号)

五月十二日

衆議院議員の定数配分是正に関する請願(石田幸四郎君紹介)(第三五七七号)

同外二件(甘利正君紹介)(第三五五八号)

同月十三日

衆議院議員の定数配分是正に関する請願(中略)

同(三浦隆君紹介)(第三七九九号)

六月十日

衆議院議員の定数配分是正に関する請願(加藤万吉君紹介)(第三九三七号)

同(加藤万吉君紹介)(第三九五九号)

同(加藤万吉君紹介)(第三九七六号)

同月二十一日

衆議院議員の定数配分是正に関する請願(加藤万吉君紹介)(第三九九一号)

同(加藤万吉君紹介)(第四〇四九号)

は本委員会に付託された。

二月二十四日

公職選挙法の改悪反対に関する陳情書外四件(名古屋市中区栄町三四愛知県商工団体連合会会長伊藤国男外四名)(第一〇六号)

五月十日

公職選挙法改悪反対に関する陳情書外一件(福岡県粕屋郡粕屋町議会議長安松伍郎外一名)(第二四一七号)

六月三十日

公職選挙法改悪反対に関する陳情書(泉大津市松之浜町一の一の二二田中醇)(第三三三二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

公職選挙法承認要求に関する件

公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出、第九十五回国会参法第一号)

午後一時八分開議

○久野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、午後四時再開することとし、休憩いたします。

午後一時二十四分休憩

午後一時八分開議

○久野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、午後四時再開することとし、休憩いたします。

午後一時九分休憩

午後五時十二分開議

○久野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

参議院提出、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

発議者から提案理由の説明を聴取いたします。

参議院議員金丸三郎君。(拍手)

公職選挙法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○金丸参議院議員 ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

参議院議員選挙制度につきましては、ここ十年以上にわたって、各界各層において論議されてまいりましたが、全国区制度について改革を要するというのが大方の一致した意見であると存じます。

われわれも、ここ数年にわたり全国区制度の改

革につきまして綿密なる研究、討議を重ねてまいりました。そして成案を得るに至りましたので、法律案として提出するに至った次第でございます。

全国区制度の改正につきましては、まず参議院にふさわしい人を、より得やすい制度にすることが必要だと考えます。さらに、現在の全国区制度が国全体という広大な地域を選挙区とし、八千万人の有権者を対象とする個人本位の選挙となっておりまして、有権者にとりまして候補者の選択が著しく困難であること、また、多くの候補者にとりまして膨大な経費を要することなど、これらの問題点を解消を図ることが必要であると考えます。加えて、政党が議会制民主主義を支える不可欠の要素となっており、また、国民の政治的意見形成の媒介として重要な機能を果たしている現状に眼を向ける必要もあると存じます。これらの諸点を総合的に勘案いたしまして、現在の個人本位の選挙制度から政党本位の選挙制度に改めることが最も適当であるとの結論に達したのでござい

す。この結論のもとに、現行の参議院議員の選挙制度の仕組みを根本的に改めることとし、都道府県を単位とする選挙区選挙と拘束名簿式比例代表制選挙とから成る新しい参議院議員選挙制度を設けることといたしました。

参議院議員選挙にこの比例代表制選挙を導入することにより、従来の全国区制度が個人本位の選挙であったことから生ずる各種の弊害を是正することができ、さらに、比例代表制選挙における候補者名簿に登載することにより参議院議員にふさわしい人材を得ることが、より可能になり、また、有権者の意思を、適正に国政に反映することができるようになるものと考えます。

以下、その大要を申し上げます。

その第一は、候補者名簿についてであります。比例代表選出議員の候補者を順位を付して記載した候補者名簿は、一定の要件を備えた政党その他の政治団体に限り、届け出ることができるものと

しております。一定の要件とは、五人以上の所属の国会議員を有すること、直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙において全有効投票の四割以上の得票を得たものであること、十人以上の所属の比例代表選出議員候補者及び選挙区選出議員候補者を有すること、の三つのいずれかの一つに該当することでありまして、

候補者名簿に登載されることができ、参議院議員の被選挙権を有し、かつ、当該政党その他の政治団体に所属する者であるか、所属しない者であっても当該政党その他の政治団体が推薦する者であればよいことといたしております。

名簿登載者の選定及びその順位の設定は、当該政党その他の政治団体が任意に行うことといたしておりますが、拘束名簿式比例代表制における名簿作成の重要性にかんがみ、政党その他の政治団体は、名簿登載者の選定機関に関する必要な事項を届け出なければならないものとしております。

第二は、供託金についてであります。まず、比例代表選出議員の選挙における供託金の額を名簿候補者一人につき四百万円とし、政党その他の政治団体がこれを供託しなければならぬものとしていたしました。

なお、各種の選挙につきましても、供託金の額を現行の二倍に引き上げることといたしております。

第三は、投票の方法についてであります。投票は、選挙区選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙ごとに、それぞれ一票を投票するものとし、比例代表選出議員選挙においては、政党その他の政治団体の名称を記載して行うことといたしております。

第四は、当選人の決定についてであります。これについては、候補者名簿を届け出た政党その他の政治団体の得票数に比例して、ドント式により、それらの政党その他の政治団体に当選人数を決定し、それぞれの候補者名簿に記載され

た順位により当選人を定めることといたしました。なお、比例代表選出議員に欠員が生じた場合には、当該候補者名簿の次順位の者を繰り上げるものとしております。

第五は、選挙運動についてであります。比例代表選出議員の選挙における選挙運動は、候補者名簿を届け出た政党その他の政治団体が行うものとし、公営によるテレビ及びラジオの放送、新聞広告並びに選挙公報によるものとしております。なお、選挙区選出議員の選挙に係る選挙運動が、公職選挙法において許される態様において比例代表選出議員の選挙に係る選挙運動にわたることができるといたしました。

第六は、公職選挙法上のいわゆる確認団体に、まず、候補者名簿を届け出た政党その他の政治団体を確認団体とすることといたしました。次に、この政党その他の政治団体は、確認団体の政治活動として認められているポスター及びビラを、当該政党その他の政治団体の選挙運動のために使用することができるものとしていたしました。また、確認団体の政治活動として認められている政談演説会及び街頭政談演説において、当該政党その他の政治団体の選挙運動のための演説をもすることができるといたしました。

以上、比例代表選出議員選挙制度の概要を御説明申し上げます。以上、比例代表選出議員選挙制度の概要を御説明申し上げます。以上、比例代表選出議員選挙制度の概要を御説明申し上げます。

最後に、施行期日につきましては、この法律は、公布の日から施行し、改正後の公職選挙法の規定は、施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙から適用するものとしていたしました。

以上、公職選挙法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨を御説明申し上げた次第でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○久野委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○久野委員長 この際、公聴会開会承認要求の件についてお諮りいたします。

参議院提出、公職選挙法の一部を改正する法律案については、公聴会開会について議長の承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。



第五十六条中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第五十七条第一項中「因り」を「より」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に、「但し」を「ただし」に、「少くとも」を「少なくとも」に改め、同条第二項中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第六十一条第三項中「地方選出議員」を「選挙区選出議員」に、「全国選出議員」を「比例代表選出議員」に改める。

第六十二条第一項中「公職の候補者」の下に「参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿届出政党等」を加え、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「辞したとき」の下に「又は名簿届出政党等につき第八十六条の二(名簿)による立候補の届出等」第八項の規定による届出があつたとき若しくは同条第九項の規定による却下があつたとき」を加え、同条第八項ただし書中「但し」を「ただし」に、「属し」を「属する政党その他の政治団体若しくは同項の規定による開票立会人を届け出た名簿届出政党等」に、「候補者の届出」を「候補者若しくは名簿届出政党等の届出」に改める。

第六十六条第三項中「終つた」を「終つた」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員の選挙」に改める。

第六十八条中「左の」を「参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙については、次の」に改め、同条第一号中「成規」を「所定」に改め、同条第二号中「第八十六条の二」を「第八十六条の四」に、「第八十七条」を「第八十七条第一項」に改め、同条第五号中「氏名の外」を「氏名のほか」に、「もの」を「但し」を「もの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 参議院(比例代表選出)議員の選挙について

は、次の投票は、無効とする。  
一 所定の用紙を用いないもの

二 名簿届出政党等以外の政党その他の政治団体(第八十六条の二(名簿)による立候補の届出等)第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体を含む。の名称又は略称を記載したものを  
三 第八十六条の二第一項の届出をした政党その他の政治団体で同項各号のいずれにも該当していなかつたもの又は第八十七条第三項(名簿の重複届出の禁止)の規定に違反して第八十六条の二第一項の名簿を重ねて届け出ている政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したものを

四 第八十六条の二第二項の名簿登載者の全員が同条第五項前段に規定する事由に該当しており又は同項後段の届出がされている場合の当該名簿に係る政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの

五 一投票中に二以上の名簿届出政党等の第八十六条の二第一項の届出に係る名称又は略称を記載したもの

六 名簿届出政党等の第八十六条の二第一項の届出に係る名称及び略称のほか、他事を記載したもの。ただし、本部の所在地、代表者の氏名又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

七 名簿届出政党等の第八十六条の二第一項の届出に係る名称又は略称を白書しないもの  
八 名簿届出政党等のいずれを記載したかを確認し難いもの

第六十八条の二の見出し中「同一氏名等の候補者」を「同一氏名の候補者等」に改め、同条第一項中「前条第七号」を「前条第一項第七号」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「当該候補者」の下に「又は当該名簿届出政党等」を加え、「按分」を「あん分」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第八十六条の二(名簿)による立候補の届出等

第一項の届出に係る名称又は略称が同一である名簿届出政党等が二以上ある場合において、その名称又は略称のみを記載した投票は、前条第二項第八号の規定にかかわらず、有効とする。

第七十五条第二項中「参議院(全国選出)議員」を「参議院比例代表選出議員」に、「置く外」を「置くほか」に改め、同条第三項中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第七十六条及び第七十七条第一項中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改め、同条第二項中「参議院比例代表選出議員」に改める。

第七十八条中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に、「予め」を「あらかじめ」に改める。

第七十九条第一項中「第六十八条」を「第六十八条第一項」に、「第六十八条の二」を「第六十八条の二第一項及び第三項」に、「合せて」を「合わせて」に改める。

第八十条第一項中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に、「立会」を「立会い」に改め、「候補者」の下に「又は各名簿届出政党等」を加え、同条第三項中「候補者」の下に「又は各名簿届出政党等」を加える。

第八十一条の見出し中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改め、同条第一項中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に、「写し」に改め、同条第二項中「立会」を「立会い」に、「各公職の候補者」を「各名簿届出政党等」に改め、同条第三項中「各公職の候補者」を「各名簿届出政党等」に改める。

第八十三条第二項及び第八十四条中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第八十六条の見出しを「参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出等」に改め、同条第一項中「公職の候補者」の下に「参議院比例代表選出議員の候補者を除く。以下この条において同じ。」を加え、同条第四項中

「次条及び第八十七条」を「第八十六条の四(被選挙権のない者の立候補の禁止)又は第八十七条第一項」に、「参議院議員」を「参議院選挙区選出議員」に改め、「地位にある者」の下に「次条、第八十六条の三(政党その他の政治団体の名称の届出等)、第百六十九条(選挙公報の発行手続)第五項及び第百七十五条(投票記載所の氏名等の掲示)第三項において「代表者」という。」を加え、同条第五項中「参議院議員」及び「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改め、「参議院(全国選出)議員の選挙にあつてはその選挙の期日前十日までに」を削り、同条第九項中「次条又は第八十七条」を「第八十六条の四又は第八十七条第一項」に改め、同条第十一項中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改め、「参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会」を削る。

第八十六条の二を第八十六条の四とし、第八十六条の次に次の二条を加える。  
(参議院比例代表選出議員の選挙における名簿による立候補の届出等)

第八十六条の二 参議院(比例代表選出)議員の選挙においては、次の各号の一に該当する政党その他の政治団体は、当該政党その他の政治団体の名称(一の略称を含む)並びにその所属する者(当該政党その他の政治団体が推薦する者を含む。以下この条及び第九十八条(被選挙権の喪失と当選人の決定等)第二項において同じ。)の氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位を記載した文書(以下「名簿」という。)を選挙長に届け出ることにより、その名簿に記載されている者(以下「名簿登載者」という。)を当該選挙における候補者とする事ができる。

一 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を併せて五人以上有すること。  
二 直近において行われた衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選

3 名簿に記載する政党その他の政治団体の名称

7 その他政令で定める文書

3 前項の届出は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間に、郵便によることなく、当該名簿に次に掲げる文書を添えて、しなければならぬ。

2 前項の届出は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間に、郵便によることなく、当該名簿に次に掲げる文書を添えて、しなければならぬ。

1 政党その他の政治団体の名称、本部の所在地及び代表者の氏名並びに名簿記載者の氏名、本籍、住所、生年月日及び職業並びに政令で定める事項を記載し、代表者が署名押印した文書

二 政党その他の政治団体の綱領、規則、規約その他これらに相当するものを記載した文書

三 前項各号の一に該当することを証する政令で定める文書

四 当該届出が第八十七条（重複立候補等の禁止）第三項の規定に違反するものでないことを代表者が誓う旨の宣誓書

五 名簿記載者の公職の候補者となることについての同意書及び第八十六条の四（被選挙権のない者の立候補の禁止）又は第八十七条第一項若しくは第二項の規定により公職の候補者となることができない者でないことを当該名簿記載者が誓う旨の宣誓書

六 名簿記載者の選定及びそれらの者の間における当選人となるべき順位の決定（以下単に「名簿記載者の選定」という。）を当該政党その他の政治団体において行つた機関の名称、その構成員の選出方法及びに名簿記載者の選定の手続を記載した文書並びに当該名簿記載者の選定を適正に行つたことを当該機関を代表する者が誓う旨の宣誓書

及び略称は、次条第四項の告示に係る政党その他の政治団体にあつては当該告示に係る名称及び略称、その他の政党その他の政治団体にあつては同項の規定により告示された名称及び略称並びにこれらに類似する名称及び略称並びにその代表者若しくは名簿記載者の氏名が表示され又はそれらの者の氏名が類推されるような名称及び略称以外の名称及び略称でなければならぬ。この場合において、同項の告示に係る政党その他の政治団体の当該告示に係る名称及び略称がその代表者若しくは名簿記載者の氏名が表示され又はそれらの者の氏名が類推されるような名称及び略称となつていないときは、当該政党その他の政治団体は、前段の規定の適用については、同項の告示に係る政党その他の政治団体でないものとみなす。

4 名簿に記載することができず候補者となるべき者の数は、当該選挙において選挙すべき議員の数を超えることができない。

5 当該選挙の期日までに、名簿記載者が死亡し若しくは第九十一条（公務員となつた候補者の取扱）第二項若しくは第三項（当選人が兼職禁止の職にある場合の特例）第四項の規定に該当するに至つたことを知つたとき又は第八十六条の四若しくは第八十七条第一項若しくは第二項の規定により公職の候補者となり若しくは公職の候補者であることができない者であることを知つたときは、選挙長は、第一項の規定による届出に係る名簿における当該名簿記載者に係る記載をまつ消するとともに、直ちにその旨を当該名簿届出政党等へ通知しなければならぬ。名簿記載者につき除名、離党その他の事由により当該名簿届出政党等に所属する者でなくなつた旨の届出が当該選挙の期日の前日までに当該名簿届出政党等から文書でされたときも、また同様とする。

6 前項後段の文書には、当該届出に係る事由が、除名である場合にあつては当該除名の手続を記載した文書及び当該除名が適正に行われた

ことを代表者が誓う旨の宣誓書を、離党である場合にあっては当該名簿記載者が名簿届出政党等に提出した離党届の写しを、その他の事由である場合にあっては当該事由を証する文書を、それぞれ、添えなければならぬ。

7 第一項の規定による届出の後（この項の規定による届出があつたときは、当該届出の後）名簿記載者でなくなつた者の数が第一項の規定による届出のときにおける名簿記載者の数の四分の一に相当する数を超えるに至つたときは、名簿届出政党等は、当該選挙の期日前十日までの間に、同項及び第二項（第二号から第四号までを除く。）の規定の例により、当該名簿記載者でなくなつた者の数を超えない範囲内において、名簿記載者の補充の届出をすることができ、この場合においては、当該届出の際現に名簿記載者である者の当選人となるべき順位をも変更することができ、

8 名簿届出政党等は、前項に規定する日までの間に、郵便によることなく文書で選挙長に届け出ることにより、名簿を取り下げることができ、この場合においては、取下げの事由を証する文書を添えなければならない。

9 第一項の届出が同項各号のいずれにも該当しない政党その他の政治団体によつてされたものであること若しくは第三項若しくは第四項若しくは第八十七条第三項の規定に違反してされたものであることを知つたとき又は第一項の規定による届出に係る名簿につき第七項に規定する期限経過後において名簿記載者の全員が第五項の規定により当該名簿における記載をまつ消すべき者であることを知つたときは、選挙長は、当該第一項の届出を却下しなければならない。

10 第七項の届出が同項の規定に違反してされたものであることを知つたときは、選挙長は、当該届出を却下しなければならない。

11 第一項、第七項若しくは第八項の規定による届出があつたとき、第九項若しくは前項の規定により届出を却下したとき又は第五項の規定

より名簿における名簿記載者に係る記載をまつ消したときは、選挙長は、直ちにその旨を告示するとともに、中央選挙管理会に報告しなければならない。

12 第一項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

（政党その他の政治団体の名称の届出等）  
第八十六条の三 前条第一項に規定する政党その他の政治団体のうち同項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体は、参議院議員の任期満了の日前九十日に当たる日から七日を経過する日までの間に、郵便によることなく文書で、当該政党その他の政治団体の名称及び一の略称を中央選挙管理会に届出するものとする。この場合において、当該名称及び略称は、その代表者若しくは名簿記載者としてしようとする者の氏名が表示され、又はそれらの者の氏名が類推されるような名称及び略称であつてはならない。

2 前項の文書には、当該政党その他の政治団体の名称及び一の略称、本部の所在地、代表者の氏名その他政令で定める事項を記載しなければならない。

3 第一項の文書には、当該政党その他の政治団体の綱領、規則、規約その他これらに相当するものを記載した文書及び当該政党その他の政治団体が前条第一項第一号又は第二号に該当することを証する政令で定める文書を添えなければならない。

4 中央選挙管理会は、第一項の期間経過後速やかに、同項の規定による届出に係る政党その他の政治団体の名称及び略称、本部の所在地並びに代表者の氏名を告示しなければならない。

5 第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体は、前項の規定による告示があつた日以後においても、郵便によることなく文書で、中央選挙管理会に当該届出を撤回する旨の届出をすることができ、この場合においては、中



は第九十五条第二項を、同条第二項に、「受けた得票者」を「受けた得票者又は名簿登載者」に改め、同条に次の二項を加える。

2 参議院比例代表選出議員の選挙に係る第九十六条(当選人の更正決定)又は前条の場合において、名簿登載者で当選人とならなかつたものにつき除名、離党その他の事由により当該名簿届出政党等に所属する者でなくなつた旨の届出が、文書で、これらの条に規定する事由が生じた日の前日までに選挙長にされているときは、これを当選人と定めることができない。名簿を取り下げる旨の届出が、文書で、これらの条に規定する事由が生じた日の前日までに選挙長にされている場合は当該名簿に係る名簿登載者で当選人とならなかつたものについても、また同様とする。

3 第八十六条の二(名簿による立候補の届出等)第六項及び第八項後段の規定は、前項の届出について準用する。

第百一条の見出し中「当選人」を、参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人に改め、同条第一項中「当選人が」を「参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙において、当選人が」に改め、「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)を削り、同条第二項中(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)を削り、「且つ」を「かつ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の数及び当選人の決定の場合の報告、告知及び告示)

第百一条の二 参議院(比例代表選出)議員の選挙において、名簿届出政党等に係る当選人の数及び当選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに名簿届出政党等に係る得票数、当選人の数並びに当選人の住所及び氏名その他選挙の次第を、中央選挙管理会に報告しなければならない。

2 前項の報告があつたときは、中央選挙管理会は、直ちに名簿届出政党等には得票数、当選人の数並びに当選人の住所及び氏名を、当選人には当選の旨を告知し、かつ、名簿届出政党等に係る得票数、当選人の数並びに当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。

3 第九十七条の二(名簿届出政党等に係る当選人の繰上補充)又は第九十二条第二項(参議院比例代表選出議員の欠けた場合の繰上補充)の場合において、前二項中「得票数、当選人の数並びに当選人」とあるのは、「当選人」とする。(当選等の効力の発生)

第百二条 当選人の当選の効力(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、当選人の数の決定の効力を含む)は、第百一条第二項(当選人の告示)又は前条第二項の規定による告示があつた日から、生ずるものとする。

第百三条第一項中「第百一条第二項(当選人決定の告知)の下に」又は「第百一条第二項(名簿届出政党等に係る当選人の数及び当選人の決定の告知)を加え、同条第二項中「又は第百十二条」を「第九十七条の二(名簿届出政党等に係る当選人の繰上補充)又は第百十二条」に、「第百一条第二項」を「第百一条第二項又は第百一条第二項」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改め、同条第四項中「又は第百十二条」を、「第九十七条の二又は第百十二条」に、「又は推薦届出のあつたものであるとき」を「若しくは推薦届出のあつたものであるとき又は第八十六条の二(名簿による立候補の届出等)第一項及び第七項の規定による届出に係る名簿登載者であるとき」に、「(公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合)」を「(公務員となつた候補者の取扱

い)に、「第百一条第二項」を「第百一条第二項又は第百一条の二第二項」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に、「(辞したものとみなし)」を「辞したものとみなし、若しくはその公職の候補者たる名簿登載者でなくなり」に改める。

第百五条の見出し中「付与」を「付与」に改め、同条第一項中「除く外」を「除くほか」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に、「(当選)を(当選等)に、「付与」を「付与」に改め、同条第二項及び第三項中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に、「付与」を「付与」に改める。

第百六条及び第百七条中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第百八条第一項中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に、「左の」を「次の」に改め、同条第二項中「付与」を「付与」に改める。

第百九条の見出し中「参議院地方選出議員」を「参議院選挙区選出議員」に改め、同条中「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「申立」を「申立て」に改める。

第百十條の見出し中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改め、同条第一項中「参議院(全国選出)議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に、「及び第九十八条」を「第九十七条の二(名簿届出政党等に係る当選人の繰上補充)及び第九十八条」に、「当選人の決定」を「当選人の決定等」に、「除く外」を「除くほか」に、「左の」を「次の」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改め、同項第二号中「但し」を「ただし」に改め、同条第五項中「第三項第二号」を「第四項第二号」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「参議院(全国選出)議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に、「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第一号中「全国選出議員」を「比例代表選出議員」に改め、同項

を同条第四項とし、同条第二項中「参議院(全国選出)議員」(在任期間を同じくするものをいう。)又は、「(第百四条(選挙の効力に関する訴訟)及び(当選の効力に関する訴訟)における選挙の無効の決定、裁決、判決)を削り、「前項」を「第一項」に改め、「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院(比例代表選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。)の選挙については、第二百四十二条(選挙の効力に関する訴訟)又は第二百九条(選挙の効力に関する訴訟)又は第二百九条(当選の効力に関する訴訟)の規定による訴訟の結果その全部又は一部が無効となつたときは、中央選挙管理会は、前条の例により、再選挙を行わせなければならない。

第百十一条第一項中「申立」を「申立て」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改め、同項第二号中「参議院(全国選出)議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に改める。

第百十二条第一項中「参議院議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「第九十五条第一項(但書)を「第九十五条第一項ただし書」に、「第九十五条第二項」を「同条第二項に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「当選人の決定」を「当選人の決定等」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院(比例代表選出)議員の欠員が生じた場合において、当該議員に係る名簿の名簿登載者で当選人とならなかつたものがあるときは、選挙会を開き、その者の中から、その名簿における当選人となるべき順位に従い、当選人を定めなければならない。

第百十三条第一項中「第三項及び第四項」を「第二項、第四項及び第五項」に、「除く外」を「除くほか」に、「左の」を「次の」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に、「中央選挙管

理会



他の選挙にあつては次の各号に、「もの外」を「ものほか」に改め、同項第四号の二「参議院地方選出議員」を「参議院選挙区選出議員」、同項第五号中「除く外」を「除くほか」に改め、同条第三項中「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改め、同条第十四項中「参議院議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改め、「参議院全国選出議員の選挙については、同号のポスター」を削り、「自動車、拡声機及び船舶の使用」第四項ただし書を「第五項ただし書」に改め、同条第十六項中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第百四十四条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「二千二百枚」を「二千二百枚、ただし」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項中「参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会」及び「参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会又は都道府県の選挙管理委員会」を削り、「行なう」を「行なう」に改め、同条第三項中「第一項第二号及び第三号並びに前項」を「前二項」に改める。

第百四十四条の二第二項中「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改める。  
第百四十五条第一項中「参議院(全国選出)議員」を削る。

第百四十九条第一項中「公職の候補者」を「参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙については、公職の候補者」に、「参議院地方選出議員」を「参議院選挙区選出議員」に改め、「参議院全国選出議員の選挙にあつては六回」を削り、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院(比例代表選出)議員の選挙については、名簿届出政党等は、命令で定めるところにより、名簿登載者の数(二十五人を超える場合においては、二十五人とする。以下この章にお

いて同じ)に於ては命令で定める寸法で、いずれかの一の新聞に、選挙運動の期間中、命令で定める回数限り、選挙に関して広告をすることができ。

第百五十条第一項中「当該公職の候補者」の下に「参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿届出政党等。次項及び次条において同じ。」を、「公益のため、その政見」の下に「参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿登載者の紹介を含む。以下この項において同じ。」を加え、同条第二項中「同一時間数」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿登載者の数に於ては政令で定める時間数)」を加え、同条第三項中「参議院(全国選出)議員の選挙における公職の候補者」を「参議院(比例代表選出)議員の選挙における名簿届出政党等」に改める。

第百五十条の二中「他人の」を「他人若しくは他の政党その他の政治団体の」に、「そこなう」を「損なう」に改める。

第百五十一条第一項中「参議院議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改め、同条第三項中「参議院議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「行なう」を「行なう」に改める。

第百五十二条中「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改める。

第百六十一条第一項中「公職の候補者」の下に「参議院比例代表選出議員の候補者を除く。次条から第百六十四条の三までにおいて同じ。」を加え、「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「前各号の外」を「前二号のほか」に改める。

第百六十四条の二第二項中「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改める。

第百六十四条の五第一項中「選挙運動」を「参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動」に、「駐り、第二項」を「とどまり、第三項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「参議院全国選出議員の場合にあつては十五」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「予め」を「あらかじめ」に改め、「(参議院

全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院(比例代表選出)議員の選挙においては、選挙運動のためにする街頭演説は、これを行うことができない。

第百六十四条の七を削る。

第百六十四条の八第一項中「第百六十四条の五」を「第百六十四条の五第一項」に、「第百四十一条」を「第百四十一条第一項」に改め、「(参議院全国選出議員の場合にあつては、その候補者一人について一都道府県ごとに)」を削り、同条第二項中「参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会」を削り、同条を第百六十四条の七とする。

第百六十七条第一項中「参議院議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「因る」を「よる」に、「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院(比例代表選出)議員の選挙においては、都道府県の選挙管理委員会は、名簿届出政党等の名称及び略称、政見、名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載した選挙公報を、選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く)ごとに、一回発行しなければならぬ。

第百六十八条第一項中「公職の候補者」を「衆議院議員、参議院(選挙区選出)議員及び都道府県知事の選挙において公職の候補者」に、「参議院地方選出議員」を「参議院選挙区選出議員」に改め、「参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会」を削り、同条第四項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「(参議院(地方選出)議員)」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「(参議院(全国選出)議員

の選挙にあつては字数六百」を「参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては名簿登載者の数に応じて命令で定める字数」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院(比例代表選出)議員の選挙において名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を具し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から四日間、中央選挙管理会に、文書で申請しなければならない。

第百六十九条第一項中「参議院(全国選出)議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に、「前条第一項」を「前条第二項」に、「前条第二項」を「前条第三項」に、「写」を「写し」に改め、同条第二項中「写」を「写し」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、参議院(比例代表選出)議員の選挙については、名簿登載者の数に応じて命令で定める寸法により掲載するものとする。

第百六十九条第三項中「全国選出議員の候補者の」を「比例代表選出議員の選挙に係る」に、「地方選出議員の候補者の」を「選挙区選出議員の選挙に係る」に改め、同条第四項中「一の用紙に二人以上の公職の候補者の氏名、経歴、政見、写真等」を「衆議院議員、参議院(選挙区選出)議員及び都道府県知事の選挙について一の用紙に二人以上の公職の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合又は参議院(比例代表選出)議員の選挙について一の用紙に二人以上の名簿届出政党等の名称及び略称、政見、名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等」に改め、同条第五項中「又はその代人」を「若しくはその代人又は同条第二項の申請をした名簿届出政党等の代表者若しくはその代人」に改める。

第百七十二条中「もの外」を「ものほか」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第百七十三条及び第百七十四条を次のように改

める。  
第七十三条及び第七十四条 削除  
第七十五條の二及び第七十五条を削る。

第七十五條の二第一項中「投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に、公職の候補者を、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所に名簿届出政

党等の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の適当な箇所に名簿届出政等

の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の適当な箇所に名簿届出政等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示、その他の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「参議院(全国選出)議員の選挙にあつては第七十四條第一項(氏名等の掲載の順序)の規定により定められた順序により」を「参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては、いずれの掲示の掲載の順序も同一となるように、都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに」に改め、同条第三項を次のように改め、同条を第七十五條とする。

3 公職の候補者(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿届出政等の代表者)又はその代人は、前項のくじに立ち会ふことができる。  
第七十六條中「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改め、同条後段(各号を含む)を削る。

第七十七條第一項中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、「若しくは片道普通乗車券」を削り、同条第二項中「及び第二項」を「及び第三項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、「若しくは片道普通乗車券」を削る。

第十三章第七十八條の二の次に次の一条を加える。  
(参議院議員の選挙における選挙運動の態様)  
第七十八條の三 参議院議員の選挙においては、比例代表選出議員の選挙に係る選挙運動の制限に関するこの章の規定は、選挙区選出議員の選挙に係る選挙運動が、この法律において許

される態様において比例代表選出議員の選挙に係る選挙運動にわたることを妨げるものではない。  
第七十九條の次に次の一条を加える。  
(適用除外)  
第七十九條の二 次条から第九十七條の二までの規定は、参議院(比例代表選出)議員の選挙については、適用がないものとする。

第八十條第三項中「参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会」を削る。  
第八十九條第一項中「添附して、左の」を「添付して、次の」に改め、「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)を削る。  
第九十二條第一項中「参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会」を削り、同条第二項中「中央選挙管理会」を削り、同条第三項中「周知させ易い」を「周知させやすい」に改め、同条第三項中「又は中央選挙管理会」を削り、同条第四項中「(参議院全国選出議員については自治省令)」を削る。

第九十三條中「中央選挙管理会」を削る。  
第九十四條第一項中「公職の候補者一人につき、参議院(全国選出)議員の選挙にあつては政令で定める額を、その他の選挙にあつては「参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、公職の候補者一人につき、」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改める。  
第九十六條中「参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会」を削る。  
第九十七條の二第一項中「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)を削り、同条第二項中「自動車、拡声機及び船舶の使用」の下に「第一項」を加え、「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)を削り、同条第三項中「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)を削る。  
第九十九條の五第四項中「本条」を「この条」に改め、同項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同

項第四号中「行なう」を「行う」に、「参議院全国選出議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に改める。  
第十四章の二の章名中「参議院議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に改める。

第二百一条の二中「参議院議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「本章」を「この章」に、「よる外」を「よるほか」に改める。

第二百一条の四第一項中「参議院議員の選挙」を「参議院(選挙区選出)議員の選挙」に改め、「(参議院全国選出議員の候補者にあつては、全都道府県の区域)を削り、同条第二項中「(参議院全国選出議員の選挙にあつては、中央選挙管理会)を削り、同条第四項中「又は中央選挙管理会」を削る。  
第二百一条の六第一項ただし書中「当該選挙において」を「名簿届出政等であり又は当該選挙において」に改め、同項第三号中「所属候補者」の下に「(名簿登載者を含む。第四号において同じ。)」を加え、同項第四号中「こえる」を「超える」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。  
この場合において、同条第二項中「所属候補者」とあるのは、「当該名簿届出政等又は所属候補者と読み替へるものとする。  
第二百一条の七第二項中「同項但書」を「同項ただし書」に改め、「自動車の台数は、所属候補者」の下に「(参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては、名簿登載者)」を加え、「参議院(地方選出)議員」を「参議院(選挙区選出)議員」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二百一条の十一第一項中「本章」を「この章」に、「普及宣伝の外」を「普及宣伝のほか」に改め、「選挙運動」の下に「(参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては、当該名簿届出政等の選挙運動)」を加え、同条第四項中「本章」を「この章」に、「参議院全国選出議員」を「参議院(比例代表選出)議員」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第七項中「(参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては、当該名簿届出政等)」を加える。  
第二百四條中「公職の候補者」の下に「(参議院比

例代表選出議員の選挙にあつては、名簿届出政等)を加え、「(参議院(地方選出)議員)を「参議院(選挙区選出)議員」に、「(参議院(全国選出)議員)を「参議院(比例代表選出)議員」に改める。  
第二百五條に次の一項を加える。  
第二百五條の二 参議院(比例代表選出)議員の選挙については、前三項の規定は適用せず、第一項の規定により選挙の一部を無効とする判決があつた場合においても、名簿届出政等に係る当選人の数の決定及び当選人の決定は、当該再選挙の結果に基づく新たな決定に係る告示がされるまでの間(第三十四條(その他の選挙)第二項本文の規定により当該再選挙を行わないこととされる場合)にあつては、当該議員の任期満了の日までの間は、なおその効力を有する。  
第二百八條中「当選をしなかつた者」の下に「(参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては、名簿届出政等を含む)」を加え、「(不服がある者)を「不服があるもの」に、「(参議院(地方選出)議員)を「参議院(選挙区選出)議員」に、「(参議院(全国選出)議員)を「参議院(比例代表選出)議員」に、「及び第九十六條第二項」を「若しくは第九十一條の二第二項(当選人の数が及び当選人の決定の告示)又は第九十六條第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 参議院(比例代表選出)議員の当選の効力に關し訴訟の提起があつた場合において、名簿届出政等に係る当選人の数の決定に過誤があるときは、裁判所は、当該名簿届出政等に係る当選人の数の決定の無効を判決しなければならぬ。この場合においては、当該名簿届出政等につき失われることのない当選人の数を併せて判決するものとする。  
第二百九條第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第二百九條の二中「且つ」を「かつ」に改め、「第九十五條(当選人)」の下に「又は第九十五條の二(名簿届出政等に係る当選人の数)」を、「各候補者」の下に「又は各名簿届出政等」を加え、「(按分)」を「あん分」に改める。

第二百一十一條第二項中「第二百五十一條の三」公務員等の選挙犯罪による当選無効各号を「第二百五十一條の三（公務員等の選挙犯罪による当選無効）第一号各号」に、「第二百三十九條（事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反）第一号」を「第二百三十九條（事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反）第一号」に、「第二百五十一條の三の規定」を「第二百五十一條の三第一項の規定」に改める。

第二百一十七條中「第二百八條」を「第二百八條第一項」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第二百一十四條の二の次に次の一条を加える。  
(名簿記載者の選定に関する罪)  
第二百一十四條の三 名簿記載者の選定につき権限を有する者が、その権限の行使に関し、請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、これを三年以下の懲役に処する。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

3 第一項の場合において、收受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二百二十六條第二項及び第二百二十七條中「氏名」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、政党その他の政治団体の名称又は略称)を加える。」

第二百二十八條の見出しを「(投票干渉罪)」に改め、同条第一項中「干渉し」を「干渉し」に改め、「氏名」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、政党その他の政治団体の名称又は略称)を加える。」

第二百三十四條中「投票干渉罪」を「投票干渉罪」に改める。

第二類第二号 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第三号 昭和五十七年七月二十八日

第二百三十七條の二中「氏名」の下に「若しくは名簿届出政党等の名称若しくは略称」を加える。

第二百三十八條の二第一項中「第八十六條第四項(立候補の届出書の添付書類)」を「第八十六條(公職の候補者の立候補の届出等)第四項(同条第五項、第六項及び第八項においてその例によることとされる場合を含む。又は第八十六條の二(名簿による立候補の届出等)第二項(同条第七項においてその例によることとされる場合を含む。若しくは第六項(第九十八條(被選挙権の喪失と当選人の決定等)第三項(第一百二十二條(議員又は長の欠けた場合等の繰上補充)第四項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))」に、「添附された」を「添付された」に改め、同条第二項中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

第二百三十九條第二号中「規定による命令」の下に「(名簿届出政党等が設置した選挙事務所以外の選挙事務所についてのものに限る。))」を加え、同条に次の一項を加える。

2 名簿届出政党等が第百三十四條の規定による命令に違反して選挙事務所を閉鎖しなかつたときは、その名簿届出政党等の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、一年以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第二百四十條第一号中「から第三項まで」を「又は第三項」に改め、同条第一号の二中「第百三十一條第四項」を「第百三十一條第一項又は第三項の規定により設置した選挙事務所につき同条第四項」に改め、同条第二号中「設置」の下に「(名簿届出政党等が設置した場合の当該設置を除く。))」を加え、同条に次の一項を加える。

2 名簿届出政党等が第百三十一條第二項(選挙事務所の数)の規定による定数を超え、若しくは第百三十二條の規定に違反して選挙事務所を設置したとき又は第百三十一條第四項の規定に違反して選挙事務所を移動(廃止に伴う設置を含む。))したときは、その名簿届出政党等の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、

十万円以下の罰金に処する。

第二百四十一條第一号中「第百三十條(選挙事務所の設置)第一項又は第二項」に改める。

第二百四十二條中「第百三十條第二項(選挙事務所の設置及び興動の届出)」を「第百三十條(選挙事務所の設置及び届出)第一項の選挙事務所について、同条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 名簿届出政党等が第百三十條第三項の届出を怠り、又は第百三十一條第五項の規定に違反して標札を掲示しなかつたときは、その名簿届出政党等の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第二百四十三條第二号中「第百四十一條第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第六号中「第百四十九條第二項」を「第百四十九條第三項」に改め、同条第八号の四中「第百六十四條の七(参議院全国選出議員の選挙における街頭演説の特例)」を「第一項」に改め、同条第八号の六中「第百六十四條の八」を「第百六十四條の七」に改め、同条に次の一項を加える。

2 名簿届出政党等が第百四十九條第二項(新聞広告)の規定に違反して新聞広告をしたときは、その名簿届出政党等の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、二年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第二百四十四條第二号中「第二項」を「第三項」に改め、同条第五号の二中「第四項」を「第五項」に改める。

第二百五十一條の二に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、参議院(比例代表選出)議員の選挙については、適用がないものとする。

第二百五十一條の三中「行なわれた」を「行われ」に、「行なつた」を「行つた」に、「第二百三十九條(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)第一号」を「第二百三十九條(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、参議院(比例代表選出)議員の選挙については、適用がないものとする。

第二百五十三條の二第一項中「本章」を「この章」に、「第二百五十一條の三(公務員等の選挙犯罪による当選無効)各号」を「第二百五十一條の三(公務員等の選挙犯罪による当選無効)第一号各号」に、「第二百三十九條(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)第一号」を「第二百三十九條(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)第一号」に改める。

第二百五十四條中「本章」を「この章」に、「第二百五十一條の三」を「第二百五十一條の三」に改め、同条第二号中「左に」を「次に」に改め、同条第五号中「すべての選挙における」を削る。

第二百六十三條第五号の三中「第百四十一條第二項」を「第百四十一條第三項」に改め、同条第五号の四中「第百四十一條第四項」を「第百四十一條第五項」に改め、同条第六号中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第十号中「第百六十四條の八」を「第百六十四條の七」に改め、同条第十一号中「第百七十三條(参議院全国選出議員の候補者の氏名等の掲示)及び第百七十五條の二」を「第百七

1

第十五条に改める。

第二百七十一条の三を第二百七十一条の四とし、第二百七十一条の二の次に次の一条を加える。  
(参議院比例代表選出議員の再選挙又は補欠選挙の特例)

第二百七十一条の三

参議院(比例代表選出)議員の再選挙又は補欠選挙につきこの法律の規定により難い事項については、政令で特別の定めをすることが出来る。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の公職選挙法及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の規定は、施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日以後にその期日が公示され、又は告示される選挙(次項に規定する再選挙及び補欠選挙を除く。)について、適用する。

3 その期日の公示又は告示の日が前項に規定する日以前である選挙並びに当該選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、この法律による改正前の公職選挙法及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定は、なおその効力を有する。この場合において、その期日の告示の日が同項に規定する日以後である再選挙及び補欠選挙についてこの法律による改正前の公職選挙法第九十二条の規定を適用するときは、同条中「百万円」とあるのは「二百万円」と、「二百万円」とあるのは「四百万円」と、「二十万円」とあるのは「四十万円」と、「十五万円」とあるのは「三十万円」と、「六十万円」とあるのは「百二十万円」と、「十万円」とあるのは「二十万円」と、「二十五万円」とあるのは「五十万円」と、「十二万円」とあるのは「二十四万円」とする。

(経過措置)

第二条 この法律の施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙についてこの法律による改正後

の公職選挙法第八十六条の二第二項第二号の規定を適用する場合には、同号中「比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙」とあるのは、「全国選出議員の選挙若しくは地方選出議員の選挙」とする。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第百八条第一項中「基く」を「基づく」に、「第四十六条」を「第四十六条第一項及び第三項」に、「第六十八条及び」を「第六十八条第一項並びに」に改める。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第四条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十九条の表第二三三七七条の二の項中「候補者の氏名又は候補者に対して○の記号」を「候補者の氏名若しくは名簿届出政見等の名称若しくは略称又は候補者に対して○の記号」に改め、同表第二三五五五条第一項の項中「本章」を「この章」に改める。

(政治資金規正法の一部改正)

第五条 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第四項中、又は推薦届出をされた「若しくは推薦届出をされた者又は同法第八十六条の二の規定による届出により候補者となつた」に改める。

(漁業法の一部改正)

第六条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項の表以外の部分中「第一項但書を第一項ただし書に」、「第九項但書及び第六十八条を第八項ただし書、第六十八条及び第六十六条の二第二項」に、「第八十六条の二」を「第八十六条の四」に、「第九十一条」を「第九十一条第一項」に、「第九十六条から第九十八条まで」を「第九十五条の二から第九十八条まで

及び第百一条の二に、「第百三十条、第百三十一条第三項及び第四項」を「第百三十条第一項、第三項、第百三十一条第三項、第四項」に改め、「第二百四条」の下に、「第二百五条第五項を加え、「第二百五十五条の二第一号」を「第二百五十二条の三、第二百五十五条の二第一号」に、「第二百三十九条第四号」を「第二百三十九条第一項第四号、第二項、第二百四十条第二項、第二百四十二条第二項」に、「第二百四十三条第一号、第二号から第九号まで」を「第二百四十三条第一項第一号、第二号から第九号まで、第二項」に改め、「第二百五十一条の二第二項」の下に、「第三項、第二百五十一条の三第二項」を加え、「除外」を「除くほか」に改め、同項の表第二十三条第一項の項中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改め、同表第四十八条第一項の項中「第四十六条第一項及び第六十八条」を「第四十六条第一項及び第二項、第五十条第四項及び第五項並びに第六十八条」に改め、同表第四十九条の項中「第四十六条第一項、第五十条及び前条」を「第四十六条第一項及び第二項、次条並びに前条」に、「第五十条、前条」を「次条、前条」に改め、同表第六十八条の二の項中「第六十八条の二」を「第六十八条の二第二項」に、「前条第七号」を「前条第七項」に改め、同表第九十一条の項中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改め、同表第九十三条第二項及び第四項の項中「第九十七条の下に」、「第九十七条の二」を加え、同表第二百二十二条第一項の項中「第二百四条」の下に、「第二百五十二条第五項」を加え、「第二百三十一条第二項」を削り、同表第二百五十三条の二第一項の項及び第二百五十四条の項中「本章」を「この章」に改める。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第七条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第六條第一項及び第二項の表中「参議院地方選出議員選挙会及び参議院全国選出議員選挙分会」を「参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会」に改める。

第七條第一項の表及び第八條の表中「参議院地方選出議員選挙」を「参議院選挙区選出議員選挙」に、「参議院全国選出議員選挙」を「参議院比例代表選出議員選挙」に改める。

第八條の二、第十條及び第十一條中「参議院地方選出議員」を「参議院選挙区選出議員」に改める。

第十四條第一項中「参議院全国選出議員選挙」を「参議院比例代表選出議員選挙」に改める。

第十五條第一項中「参議院地方選出議員」を「参議院選挙区選出議員」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に、「こえ」を「超える」に改める。

第十七條第二項及び第三項中「参議院地方選出議員」を「参議院選挙区選出議員」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第八条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十二條の表以外の部分中「第四十六条の二」を「第四十六条第二項及び第四十六条の二」に改め、「第七章」の下に「(第六十八条第二項及び第六十八条の二第二項の規定を除く。)」を加え、「第八十六条の二」を「第八十六条の四」に、「第八十七条」を「第八十七条第一項」に、「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改め、「第十章」の下に「(第九十五条の二、第九十七条の二、第九十八条第二項及び第三項並びに第九十一条の二の規定を除く。)」を加え、「第一百条第一項及び第二項」を「第一百条第一項及び第三項」に、「第一百零二条第一項、第三項及び第四項」を「第一百零二条第一項、第四項及び第五項」に、「第一百零四条」を「第一百零四条、第二百五条第五項」に、「第二百三十五条の二第一号及び第二号」を「第

二百二十四条の三、第二百三十五条の二第一号及び第二号に、「第二百三十九条第四号、第二百四十条第三号」を、「第二百三十九条第一号第四号及び第二号、第二百四十条第一号第三号及び第二号、第二百四十二条第二号に、「第二百四十三号第一号及び第二号から第九号まで」を「第二百四十三号第一号及び第二号から第九号まで」に改め、「第二百五十一号の二第二項の下に」及び第三項、第二百五十一号の三第二項を加え、同条の表第二十三号第一項の項中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改め、同表第六十八号第二号の項中「第六十八号第二号」を「第六十八号第一項第二号」に、「第八十六号の二」を「第八十六号の四」に、「第八十七号」を「第八十七号第一項」に改め、「第八十七号の二」知事、市長を退職した者の立候補制限を削り、同表第八十六号の二の項中「第八十六号の二」を「第八十六号の四」に改め、同表第九十一条の項中第九十一条を「第九十一条第一項」に改め、同表第九十七号第二項の項中「第九十五号第一項但書」を「第九十五号第一項但書」に、「第九十五号第二項」に改め、同表第九十七号の二(名簿届出政党等に係る当選人の繰上補充)又は第九十二号に改め、同表第九十二号第一項の項中「第九十五号第一項但書」を「第九十五号第一項但し書」に、「第九十五号第二項」を「同条第二項」に改め、同表第二百一十一号の項中「第二百一十一号第一項」に改め、同表第二百一十二号第一項の項中「第二百八条及び第二百一十一号第二項」を「第二百五十五号第五項及び第二百一十一号第二項」を「第二百五十五号第五項及び第二百一十一号第二項」に改め、同表第二百五十三号の二第二項の項及び第二百五十四号の項中「本章」を「この章」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第九号 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号中「公職の候補者」の下

に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿届出政党等)」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第十条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の十五各号列記以外の部分中「第八十六号」を「第八十六号若しくは公職選挙法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第号)附則第一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の公職選挙法(以下この条において単に「旧公職選挙法」という。第八十六号又は公職選挙法第八十六号の二に、「又は推薦届出をされた日」を若しくは推薦届出をされ、又は届出をされた日」に、「公職選挙法第八十六号」を「公職選挙法第八十六号又は旧公職選挙法第八十六号」に、「同法第八十九号」を「公職選挙法第八十九号又は旧公職選挙法第八十九号」に改め、同条第四号ロ中「公職選挙法第八十六号」を「公職選挙法第八十六号若しくは旧公職選挙法第八十六号」に、「又は推薦届出をされた者」を若しくは推薦届出をされた者又は公職選挙法第八十六号の二の規定による届出により公職の候補者となつた者」に改める。

(国会議員互助年金法の一部改正)

第十一条 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「選挙無効の判決が確定したとき」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙の一部無効判決の場合にあつては、その者の当選が失われたとき)」を加え、「因り」を「より」に改める。

(適用区分等)

第十二条 この法律による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条並びに漁業法第九十四条第一項及び農業委員会等に関する法律第九十一条の規定は、この法律の施行の日後に行われる投票又は同日後その期日を告示される選挙について適用し、同日までに行われた投票又は同日

日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

第十三条 附則第一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされるこの法律による改正前の公職選挙法第八十六号の規定により候補者として届出をし、又は推薦届出をされた者(当該候補者とならうとする者及び同法第三条に規定する公職にある者を含む)は、この法律による改正後の政治資金規正法第三条第四項の公職の候補者に含まれるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及び附則第十二条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

